

## 尖閣諸島の上空からの視察を求める意見書

尖閣諸島は我が国固有の領土であり、沖縄県石垣市の行政区域であることは紛れもない事実である。

字名変更に伴い地籍は石垣市字登野城尖閣 2390 番地から 2394 番地となっております。

領土は、先人から受け継いできた大切な財産であり、後世に責任をもって保存活用していくためにも、尖閣諸島を行政区域として預かる石垣市行政当局及び石垣市議会が適切な政策を講ずることが必要不可欠であります。

字名変更に伴い、これまでの字登野城番地から字登野城尖閣へと変更された新たな行政標柱を設置することは必要不可欠であり、現状がどのようになっているのか現地視察を実施すべきであります。

よって、石垣市行政当局及び石垣市議会議員を乗せた民間ヘリによる現地視察が早急に実施できるよう求め、国におかれましては、特段のご配慮をお願い申し上げ、強く要請致します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 3 月 15 日

石 垣 市 議 会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣